

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

揖斐川町長 岡部 栄一

市町村名 (市町村コード)	揖斐川町 (214019)	
地域名 (地域内農業集落名)	清水地区 (長良、清水、島、福島)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月29日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地域では水稻、麦、大豆を主に生産しており、営農組合と認定農業者の個人農家が農業の大部分を担っている。農業者の年齢においても特段問題なく、地区の農業を担うことが可能である。
基盤整備が実施された地域ではあるが、水路の老朽化による水漏れ、機械の大型化により区画が小さい農地での耕作ができない場合もある。
また有害鳥獣による農作物の被害があり、安定した栽培ができない作物がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水路の老朽化については基盤整備事業や多面的機能支払交付金事業による長寿命化活動で水路の補修や更新を実施し、持続的な耕作ができるよう維持・管理をしていく。
集積・集約については大半が既に完了しているが、引き続き農地中間管理事業を活用し、営農組合、認定農業者に農地集積・集約を推進していく。
営農組合と個人農業者どうしの意見交換の場を設け、円滑な農業ができるよう協力していく。
有害鳥獣による被害の対策は補助金等を利用し、侵入防止柵の設置及び管理を地域で実施する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	120.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	109.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地および周辺の農地を農業上の利用が行われている区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構、農地法3条申請を活用し、集落営農、認定農業者及び新規就農者に集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
高齢等により離農を考えている農家に、中間管理機構を通して集落営農、認定農業者及び新規就農者に集積・集約を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和51年度から昭和59年度にかけて清水地区での基盤整備事業実施済み。 今後要望等あれば随時取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外を問わず、必要に応じて多様な経営体を募り、町及び農業協同組合、関係機関と連携し、地元の意向を踏まえた経営体の確保・育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業(薬剤散布)については、農業協同組合に委託しており、その他必要に応じて農作業の支援を依頼する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①小動物やサル等の被害が多いため、補助金等を利用し、侵入防止柵・捕獲罠の設置及び管理を地域で実施する。
- ②肥料価格高騰対策等、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者を支援する。
- ③農作業の省力化を目標としたスマート農業の導入など、農作業の効率化による収益向上を推進する。
- ⑤補助事業やサポート体制を構築し、地区で果樹等を栽培する農家のサポートを実施する。
- ⑦日本型直接支払制度を活用し、農地保全や施設の管理維持等に取り組む。
- ⑧農業の持続や規模拡大を目指すための農業用施設の整備を支援し、担い手の維持確保を図る。